低濃度 PCB 廃棄物処分委託業務　特記仕様書

第 1 章　業務概要

1. **目的**
本仕様書は、海津市が管理する橋梁（福江橋、万寿新田大橋、辛亥橋）の補修工事（循環式のブラスト工法）に伴い発生した低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物（以下「本廃棄物」という。）の適正かつ安全な処分を委託するために必要な事項を定めるものである。

2. **業務名称**
低濃度 PCB 廃棄物処分委託業務（単価契約）

3. **業務範囲**
本業務は、海津市役所敷地内の指定保管場所から搬入される本廃棄物を、法令に基づき安全に無害化処理を行う業務を対象とする。
なお、本業務には、本廃棄物の保管場所から処理施設までの収集運搬業務は含まれない。収集運搬業務については、処理施設の決定後に別途契約を締結する。

第 2 章　業務対象廃棄物

1. **廃棄物の種類**
産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類等）に該当するもののうち、以下の低濃度 PCB 汚染物として分類されるもの。
    - **塗膜くず（汚染物）**：橋梁の旧塗膜を研削した際に発生した塗膜くず。
    - **塗膜くず付着物（汚染物）**：循環式のブラスト工法に伴い発生した養生シート、防護服、ウエス、フィルター、その他作業用具等で塗膜くずが付着しているもの。

2. **廃棄物の性状**
    - 性状：個体（固形物）
    - PCB 濃度：低濃度 PCB 汚染物に該当する。
        福江橋の PCB 含有塗膜　：　0.54 [mg／kg]
        万寿新田大橋の PCB 含有塗膜　：　0.73 [mg／kg]
        辛亥橋の PCB 含有塗膜　：　3.4 [mg／kg]
    - 荷姿：ドラム缶（200 ﾘｯﾄﾙ）

3. **廃棄物の予定数量**

以下に予定数量を示す。ただし、発生見込み数量を含むものであり、予定数量を確約するものではない。（数量の増減による単価の変更は認めない。）

発生橋梁	PCB 濃度[mg／kg]	予定数量	備考
福江橋	0.54	・塗膜くず：196kg （ドラム缶：1 本） ・塗膜くず付着物：261kg （ドラム缶：5 本）	実績

万寿新田大橋	0.73	・塗膜くず：591kg （ドラム缶：3 本） ・塗膜くず付着物：786kg （ドラム缶：7 本）	見込み
辛亥橋	3.4	・塗膜くず：291kg （ドラム缶：2 本） ・塗膜くず付着物：387kg （ドラム缶：3 本）	見込み
合計	**－**	**・塗膜くず：1,078kg （ドラム缶：6 本） ・塗膜くず付着物：1,434kg （ドラム缶：15 本）**	

※ドラム缶重量を含む

第 3 章 受注者の資格要件及び実施体制

1. **許認可等**
   受注者は、次のいずれかを満たす者であること。
   - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4第1項に基づき、低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定を受けた者であること。
   - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 6 項の規定に基づき、低濃度PCB廃棄物の処分業の許可を受けた者であること。
2. **実績**
   低濃度 PCB 廃棄物の処分に関する豊富な実績を有し、その業務を安全かつ確実に遂行できる能力を有すること。
3. **体制**
   - 本業務の遂行に必要となる専門知識、経験を有する技術者を配置すること。
   - 処分において、関係法令を遵守し、適正な管理体制が確立されていること。
   - 緊急時の対応体制が確立されていること。

第 4 章 処分業務

1. **処分方法**
   - 本廃棄物は、PCB 濃度に応じた適正な処理方法（環境大臣が認定する無害化処理、または都道府県知事の許可を受けた施設における高温焼却、化学分解処理等）により処分すること。
   - 受注者は、処理施設の詳細（所在地、処理方法、許可内容等）を発注者に事前に提示し、確認を得ること。
2. **処理施設の管理**

- 処理施設は、関係法令に基づき適切に管理され、PCB 廃棄物の処理能力、環境汚染防止対策、緊急時対応体制が確立されていること。
- 処分過程で発生する二次廃棄物についても、適正に処理すること。

第 5 章 法令遵守事項

1. **廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）**
    - 本業務は、廃棄物処理法の規定に厳格に従い実施すること。
    - PCB 廃棄物の処分に関する基準を遵守すること。
2. **ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）**
    - 本業務は、PCB 特別措置法の規定に厳格に従い実施すること。
    - 低濃度 PCB 廃棄物の処理に関する規定を遵守すること。
3. **マニフェスト（産業廃棄物管理票）**
    - 本業務におけるマニフェストは、廃棄物処理法の定めに従い、電子マニフェストまたは紙マニフェストのいずれか適切な方法により、適切に運用すること。
    - 排出事業者（発注者）、収集運搬業者、処分業者間の連携を密にし、マニフェストの交付、回付、保管を確実に行うこと。
    - 最終処分が完了した場合は、マニフェスト（D 票、E 票等）の回付により、速やかに発注者（排出事業者）に対し、最終処分終了報告を行うこと。
4. **その他関係法令**
   上記に定めるもののほか、労働安全衛生法等、本業務に関連する全ての法令、条例、規則等を遵守すること。

第 6 章 報告及び記録

1. **事前提出書類**
   契約締結後、速やかに以下の書類を発注者に提出し、承認を得ること。
    - 業務実施計画書（組織体制、スケジュール、安全管理体制、緊急時対応等を含む）
    - 処分計画書（処理施設の概要、処理フロー等）
    - 許認可証の写し（処分業）
    - その他、発注者が求める書類
2. **業務完了報告**
   業務完了後、速やかに以下の書類を含む完了報告書を発注者に提出すること。
    - 処分完了報告書（処理施設からの完了証明書、処分状況の写真等）
    - 最終処分終了を証するマニフェスト情報または写し
    - 処分時の状況を示す写真（搬入状況、処理状況等）
    - その他、発注者が求める書類
3. **記録の保管**
   受注者は、本業務に関する全ての書類（マニフェスト、各種許可証、報告書、記録、写真等）を、関係法令で定められた期間、適切に保管すること。

第 7 章 安全管理及び緊急時対応

1. **安全管理**
    - 受注者は、本業務の実施にあたり、作業員の安全確保及び周辺環境への配慮を最優先とすること。
    - 安全衛生責任者を配置し、作業員への周知徹底、適切な保護具の着用、安全確認の励行を行うこと。
    - PCB 廃棄物取扱いに関する特別な安全措置を講じること。
2. **緊急時対応**
    - 予期せぬ事故（廃棄物の飛散、流出、施設内での事故等）が発生した場合に備え、緊急時連絡体制及び対応計画を策定し、発注者に提出すること。
    - 事故発生時は、直ちに発注者に連絡し、その指示に従うとともに、迅速かつ適切な応急措置を講じること。
    - 事故に起因する全ての損害、賠償については、受注者の責任において対応すること。

第 8 章 その他特記事項

1. **環境配慮**
   本業務の遂行にあたっては、騒音、振動、粉じん等の発生抑制に努め、周辺環境に十分配慮すること。
2. **情報管理**
   本業務を通じて知り得た発注者の機密情報や個人情報については、厳重に管理し、業務目的以外に利用しないこと。
3. **契約の解除等**
   受注者が本仕様書に定める事項または契約条項に違反した場合、発注者は契約を解除できるものとする。
4. **疑義の解釈**
   本仕様書に疑義が生じた場合、または定めのない事項については、発注者と受注者で協議し決定するものとする。